

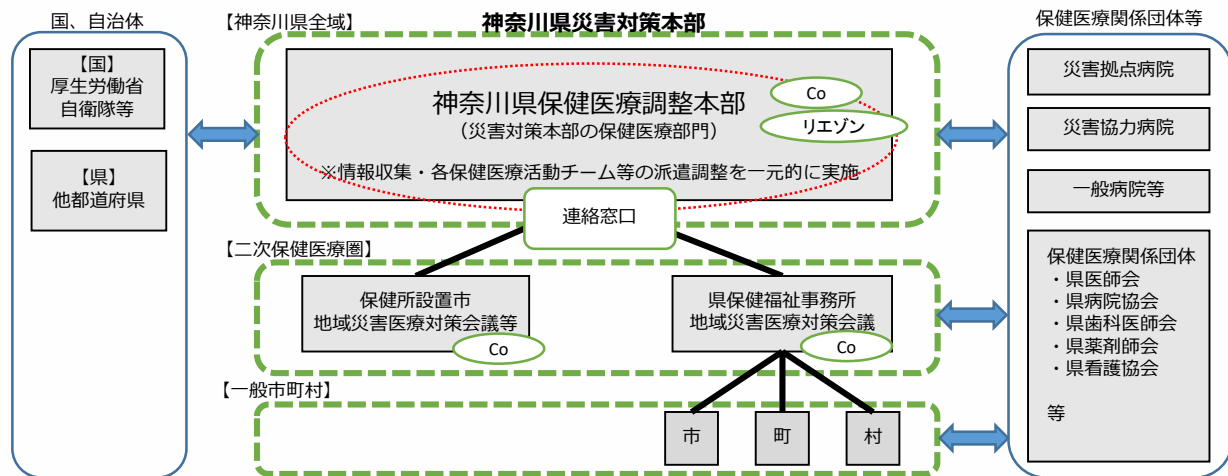


神奈川県保健医療救護計画 概要版

http://www.pref.kanagawa.jp/
神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

1 計画の構成	2 計画の位置付け・目的
<p>はじめに</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 2 基本的な考え方 3 本計画が想定する災害 <p>第1章 県内の大規模災害における対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1節 役割と体制 第2節 保健医療活動 第3節 災害フェーズと主な対応 <p>第2章 県内の局地災害等</p> <p>第3章 他の都道府県における大規模災害への対応</p> <p>第4章 平時の対応</p>	<p>計画の位置付け・目的</p> <p>神奈川県保健医療救護計画は、神奈川県地域防災計画の個別計画であり、今後発生が予想される大規模災害に備え、発災時の県、市町村、災害拠点病院及び関係機関等の体制や役割、基本的な保健医療活動の手順などを定め、県民の生命と健康を守るための保健医療体制と活動内容を明らかにすることを目的としている。</p> <p>本計画が想定する災害は大規模災害のほか、局地災害、原子力災害、他の都道府県における大規模災害である。</p>

三階層の保健医療総合調整機能

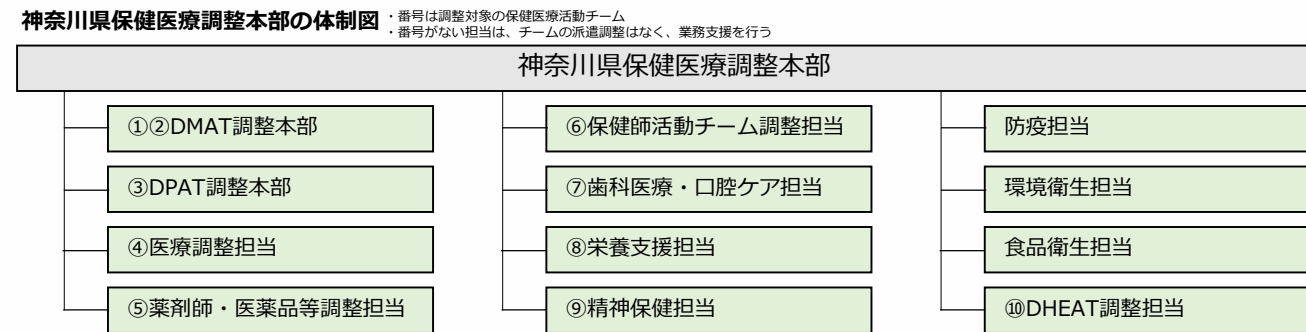


- ※1 「市、町、村」は、災害時において「市町村の災害対策本部（医療救護担当）」を表す。
 - ※2 保健所設置市である横浜市・川崎市・相模原市・藤沢市・茅ヶ崎市（寒川町域含む）は、市単位で県保健医療調整本部と連携した医療救護活動を行う。
 - ※3 保健所設置市のうち、横須賀市は、この図では一般市町村の市として扱う。
 - ※4 保健衛生活動は、平時の保健所活動と同じ体制で行う。
- Co: 災害医療コーディネーター
リエゾン: 災害時小児周産期リエゾン

3 災害発生時における主な主体別の役割

本部	県保健医療調整本部	県内の保健医療活動（医療・保健衛生）に関する総合調整
二次保健医療圏	県保健福祉事務所	地域の拠点として、本部と連携して管内の保健医療活動の総合調整 地域災害医療対策会議（原則二次保健医療圏ごとに設置され、その地域における医療救護活動の本部機能を担う）の事務局機能
	保健所設置市	地域の拠点として、本部と連携して管内の保健医療活動の総合調整 地域災害医療対策会議等（原則二次保健医療圏ごとに設置され、その地域における医療救護活動の本部機能を担う）の設置 救護所及び避難所の設置運営／救護班の編成・派遣／医薬品等の確保 等
	地域災害医療コーディネーター：管内の保健医療活動全般に関して必要な判断・調整等	
	一般市町村	救護所及び避難所の設置運営／救護班の編成・派遣／医薬品等の確保 等
保健医療関係団体等	災害拠点病院	災害時の医療救護活動の中心として重症者の救命医療、被災地からの重症者の受入れ DMAT活動拠点本部としてDMATの受入れ・派遣
	災害協力病院	災害拠点病院に準じた医療救護活動、災害拠点病院のバックアップ
	保健医療関係団体	協定等に基づき、保健医療活動を実施

4 調整対象となる保健医療活動チームと本部支援チーム		
保健医療活動	①DMAT	災害発生直後の急性期に活動を開始できる機動性を持ち、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム
	②神奈川県DMAT-L	神奈川県内における災害について、発生直後の急性期に活動を開始できる機動性を持ち、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム
	③DPAT	災害時に精神科医療及び精神保健活動の支援を行う、専門的な精神医療チーム
	④医療救護班	急性期以降の医療救護活動を行う、医療機関等のスタッフで構成されるチーム
	⑤薬剤師チーム	救護所・避難所等における薬剤及び服薬支援・指導や、医薬品集積所等における医薬品等の管理及び確保支援を行うチーム
	⑥保健師活動チーム・保健師等派遣チーム	避難所等における健康相談や感染症予防対策等の健康支援活動を行う保健師のチーム
	⑦歯科医療救護班	避難所等における歯科医療活動・口腔ケア活動を行う歯科医師等のチーム
	⑧栄養士チーム	避難所等における栄養相談や食事に配慮の必要な被災者に対する配食支援、特定給食施設等の状況把握と支援を行う栄養士のチーム
	⑨こころのケアチーム	被災者・支援者に対してこころのケア・精神的支援を行うチーム
	支援部	⑩DHEAT



5 県内の局地災害等

台風、集中豪雨等による土砂災害、大規模な航空機や鉄道の事故、CBERN災害（化学chemical・生物biological・放射性物質 radiological・核 nuclear・爆発物explosiveによって発生する災害）等の局地災害の場合も、被害の規模と状況に応じて必要な体制をとる。

県内の原子力施設において原子力災害が発生した場合は、原子力災害医療体制により医療救護活動を実施する。

6 他の都道府県における大規模災害への対応

他の都道府県において、一定規模以上の地震、大規模な事故等が発生し、多数の傷病者が見込まれた場合、国や当該都道府県等からの要請や協定に基づき、保健医療支援本部を設置して被災地への応援派遣等を行う。

7 平時の対応

県・市町村・医療機関・関係団体は、平時から相互連携を図り訓練・研修・人材育成等に取り組む。

8 策定・改定経緯

平成8年9月（制定） 阪神・淡路大震災での医療救護上の教訓を踏まえ、県地域防災計画のうちの医療救護に係る部分の個別計画として「神奈川県医療救護計画」を策定

平成19年2月（改定） 法律の改正、県組織の改編等に対応し、一部改定

平成24年12月（改定） 平成23年3月に発生した東日本大震災の検証等を踏まえ、全面改定

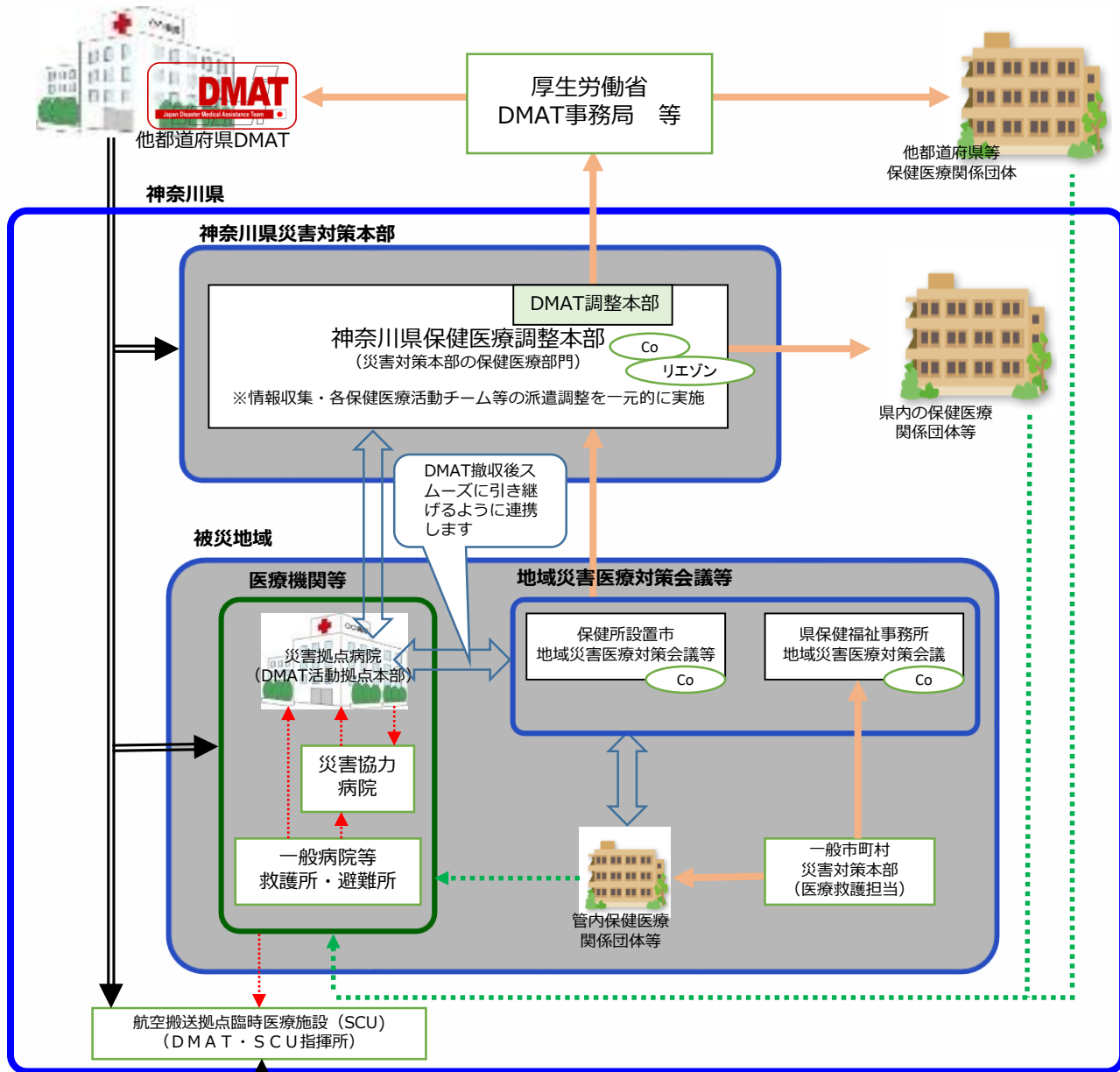
平成30年3月（改定、名称変更） 平成28年4月に発生した平成28年熊本地震の検証、国の制度見直しを踏まえた体制強化（医療救護本部での調整内容に保健衛生も含めて保健医療調整本部とする）、他の都道府県における災害への応援派遣に関する内容を拡充、前回改定以降の制度変更の反映などを踏まえ、全面改定。名称を「神奈川県保健医療救護計画」へ変更

令和2年3月（改正） 平成30年6月の災害救助法の一部改正に伴い、平成31年4月に横浜市、川崎市、相模原市の3市が救助実施市に指定されたことや、前回改定以降に整備した体制等を踏まえ、改正

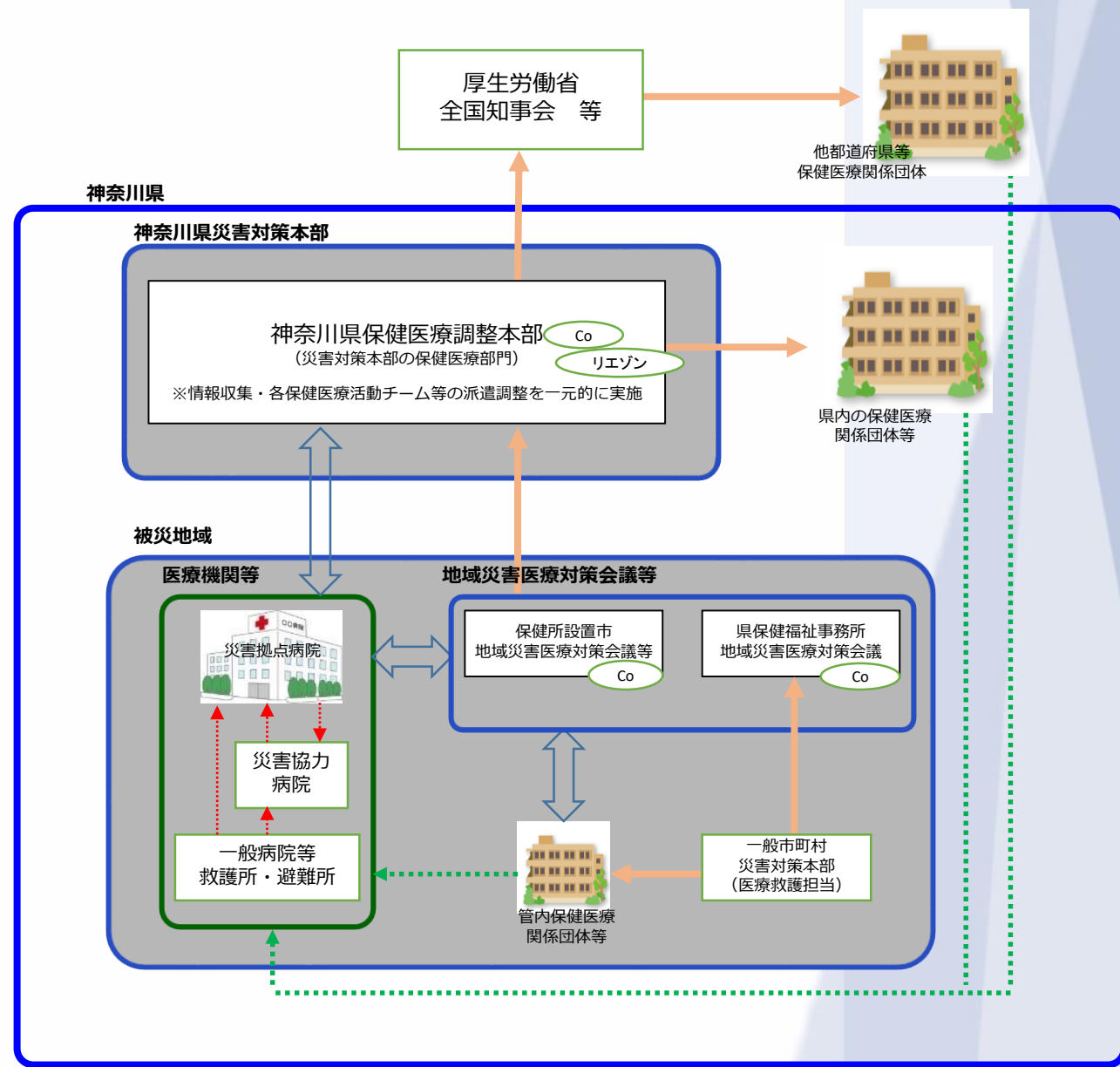
令和2年10月（改正） 県組織の改編、令和2年8月に原子力災害拠点病院の指定を行ったことを踏まえ、一部改正

医療救護体制図

発災直後・超急性期（～3日後）・急性期（～1週間後）



亜急性期（1週間後～）・慢性期（1か月後～）



※1 横浜市・川崎市・相模原市・藤沢市・茅ヶ崎市（寒川町域含む）は、市単位で県保健医療調整本部と連携した医療救護活動を行う。
 ※2 保健所設置市のうち、横須賀市は、この図では一般市町村の市として扱う。